

00350

鳥取縣公報

告示

○鳥取縣告示第二百五十一号

昭和二十三年五月鳥取縣告示第二二五号による災害救助
法適用基準を次のように改める。

昭和二十五年五月十九日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

同一原因による罹災戸数十戸又は罹災人員四十人以上
但し特殊の事情があると認めるときはこの基準によら
ないことができる。

本報の大きさは縦横A五

昭和二十五年五月十九日 金曜日
第二千二百九号

鳥取縣公報 毎週 曜日発行 (休日ニ當ル)
火金 曜日発行 (時ハ翌日)

昭和二十五年 五月 十九日
第 二 千 百 九 号

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

一